

伊豆メガソーラーパーク合同会社からの「損害賠償請求」に関する通知（当初から令和3年2月9日まで）

No.	期日		標題	弁護士事務所	通知の内容
1	平成30年	7月4日	通知書	ひびき総合	市太陽光条例の指導を不服とする通知。事業再開が遅れた場合、1日あたり488万円の被害を被ることが見込まれており、仮に市が不当に妨害した場合、発生したすべての賠償を市に求めることとなる旨。
	平成30年	7月4日	(参考)	ひびき総合	住民らが提起した「メガソーラー設置等差止仮処分命令申立事件」に対する事業者側弁明書の写しの送付を受ける。同弁明書中に損害額1日当たり487万9142円の積算あり。
2	平成30年	12月14日	ご通知	ひびき総合	河川占用許可を求める通知。損害が発生した場合は市に対して損害賠償請求を行う旨。
3	平成30年	12月18日	回答書	ひびき総合	市太陽光条例の公表に当たっての「弁明の機会の付与」に対する回答書。市の違法性を主張するとともに、市が公表等を行った場合は、損害賠償請求訴訟をはじめあらゆる法的手段をとる旨。
4	令和元年	5月20日	無題	ひびき総合	損害額概算結果・・・別紙1
5	令和元年	10月2日	ご連絡	シティユーク	防災工事完成の確認を求め、遅延した場合は損害賠償を求めることを検討する旨。
6	令和元年	11月8日	ご連絡	シティユーク	市からの宅地造成等規制法に基づく工事許可に関する行政指導に協力しない等の回答。運転開始が1日遅れるごとに487万9142円の損害が発生している等の旨。・・・別紙2
7	令和2年	3月31日	ご連絡	シティユーク	行政指導に従う意思がない旨、遅延があった場合は損害賠償請求を予定する旨
8	令和2年	5月25日	ご連絡	シティユーク	地裁5月22日付け判決で市の違法が明らかになった旨。1日487万9142円の逸失利益の損害で、4月1日から5月22日まで2億5371万5384円。速やかに河川占用を許可し協力することでしか、損害額を最小化できない旨。・・・別紙3
9	令和2年	6月8日	通知書	シティユーク	確定的な損害として、運転開始が4月1日以降1日遅れるごとに487万9142円。5月22日現在で2億5371万5384円。通知人と前向きな協議を進めない場合は損害賠償を求める訴訟を提起する旨。